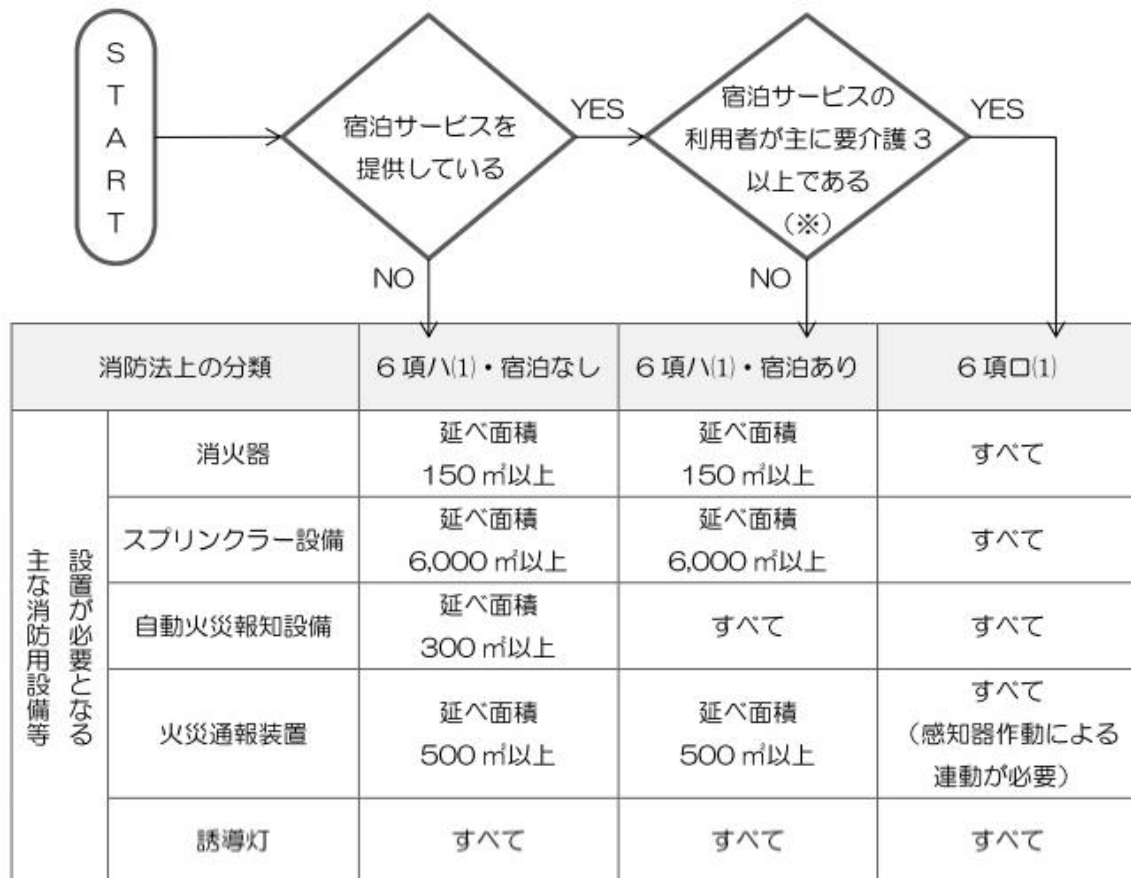


改正消防法施行令の概要

●消防法施行令別表第1の見直し【平成27年4月1日施行】

平成27年4月1日から、老人デイサービスセンターは消防法上、宿泊サービスの提供の有無やその利用者の要介護状態区分等により分類されることとなります。

この分類により、必要となる消防用設備等（スプリンクラー設備や自動火災報知設備など）が異なりますので、下記のフローチャートで確認して下さい。



(※) については下記の要件をベースに消防部署が判定しますので、可能性がある場合は最寄りの消防本部に確認の上対応をしてください。

- ・実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。
- ・当該事業所の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合（要介護3以上）が、当該事業所の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。

※スプリンクラー設備については、6 項ロ（1）に該当する場合は原則すべての事業所に必要となりますが、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造等を有する場合には必要ない場合があります。